

平成27年10月

お客様 各位

暴力団排除条項の一部改正のお知らせ

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、普通預金をはじめ各種預金に暴力団排除条項を導入しておりますが、この度取り組みを強化するために預金規定を一部改正いたしました。

暴力団排除条項とは、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により解約させていただくことを定めた条項で、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には解約等の対象とさせていただきます。

また、新規取引お申込みの際には、お客様が反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしており、表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただいております。

なお、改定後の規定は、すでにお取引いただいているお客様に対しても、適用されます。

今後も、当組合では反社会的勢力との一切の関係遮断に努めてまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

